



化学物質に関するグローバル枠組み (GFC) 国内実施計画の概要

令和 8 年 8 月 27 日

環境省大臣官房環境保健部



化学物質に関するグローバル枠組みと国内実施計画

化学物質に関するグローバル枠組み

- 2023年9月に開催された第5回国際化学物質管理会議（ICCM5）で、「国際的な化学物質管理に関する戦略アプローチ（SAICM）」の後継として、「**化学物質に関するグローバル枠組み（GFC : Global Framework on Chemicals）**」が採択。
- GFCは「化学物質と廃棄物の有害な影響を防止、又はそれが実行可能ではない場合は最小化すること」を目的としており、**マルチセクター**（農業、環境、保健、教育、金融、開発、建設、労働等）における**マルチステークホルダー**（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）による**化学物質のライフサイクル管理に関する自主的な国際枠組み**。

我が国の取組の概観

- 第六次環境基本計画（2024年5月閣議決定）において、**GFCの戦略的目的に沿った化学物質管理政策を整理・推進**。
 - ① ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み・制度的メカニズム及び能力構築
 - ② 情報に基づく意思決定と行動を支援する知識・データ・情報作成やアクセス
 - ③ 懸念課題への対応
 - ④ 製品バリューチェーンにおける安全な代替品と革新的で持続可能な解決策による環境リスクの予防・最小化
 - ⑤ 効果的な資源動員、パートナーシップ、協力、能力構築、関連意思決定プロセスへの統合による実施強化
- 第五次循環型社会形成推進基本計画（2024年8月閣議決定）においても、GFCに基づき、**材料・製品中の化学物質情報を可能な限り入手可能とする取組等を推進**。

- GFCにおいて、政府は関連ステークホルダーとの協議の上で「国家行動計画」を策定することとされているため、我が国は2024年4月に「GFC関係省庁連絡会議」を設置し、「化学物質と環境に関する政策対話」での意見や国民からのコメントを踏まえて2025年4月「**化学物質に関するグローバル枠組み国内実施計画**」を策定・公表。

- **製品・廃棄物を含む化学物質のライフサイクルをカバー**。マルチセクター・ステークホルダーによる関与を包含。
- GFCの戦略的目的及びターゲットに沿って、**我が国として実施する取組の概要を整理**。
- 原則、**国の施策・事業等を整理**しているが、**地方公共団体、事業者、国民、民間団体等に期待される役割も記載**。
- 「化学物質と環境に関する政策対話」で集約・整理された**各主体の取組は国内実施計画の付属書Aに反映**。

GFC国内実施計画の全体像

- 「**GFC国内実施計画**」は、各分野での具体的な施策や今後の方向性を踏まえて作成されたものであり、化学物質のライフサイクル全体に係る包括的な化学物質管理を示す。
- GFCのビジョン・戦略的目的・ターゲットの達成を目標とした、**我が国の今後の具体的な取組事項等を整理**。

GFCビジョン “安全で健康的かつ持続可能な未来のために化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ”



国内実施計画の実施状況の点検と改定(第4章)

第2章：我が国の化学物質管理体系

国内 関連法令		労働 環境	消費者	環境経由					
				製造	使用	排出	使用		
人健康への影響	短期毒性	労働安全衛生法	毒劇法	化学物質審査規制法	農薬取締法	化学物質排出把握管理促進法	大気汚染防止法	水質汚濁防止法	廃棄物処理法等
	長期毒性		農薬取締法						
生活環境（動植物を含む）への影響							水銀汚染防止法		
オゾン層破壊				オゾン層保護法					
温室効果						フロン排出抑制法			

国際協定

- 危険物の輸送に関する国連勧告
- 廃棄物及びその他の物質の投棄による海洋汚染防止条約（ロンドン条約）
- 船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書（マルポール条約）
- オゾン層保護のためのウィーン条約及びオゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書
- 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分に関するバーゼル条約（バーゼル条約）
- 職場における化学物質の使用における安全に関する条約（ILO第170号条約）
- 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質および駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（PIC条約）
- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）
- 2001年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約
- 水銀に関する水俣条約
- 化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）

第2章：GFCに関連する既存の戦略及び計画

戦略／計画名	概要
環境基本計画	環境基本法第15条に基づき策定。第六次計画では、個別分野の重点的施策の一つとして「化学物質管理」を位置付け。
循環型社会形成推進基本計画	循環型社会形成推進基本法第15条に基づき策定。第五次計画では、GFCを踏まえて化学物質を含む製品のライフサイクル全体における化学物質・廃棄物の適正管理を実施するとしている。
生物多様性国家戦略	生物多様性条約、生物多様性基本法、昆明・モンリオール生物多様性枠組を踏まえて策定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、汚染削減や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減に資する施策の実施について位置付け、化学物質管理の推進等を行うとしている。
労働災害防止計画	労働安全衛生法第6条に基づき策定。第14次計画では、重点事項の1つとして、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」を位置付け。
みどりの食料システム戦略	化学物質管理に関するKPI（重要業績評価指標）として、「2050年までに、化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減」を位置付け。
水銀等による環境の汚染の防止に関する計画	水俣条約及び水銀汚染防止法第3条に基づき策定。
ストックホルム条約に基づく国内実施計画	ストックホルム条約に基づき策定。条約の進展に合わせて定期的に改定。
事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の削減計画	ダイオキシン類対策特別措置法第33条に基づき策定。
環境研究・環境技術開発の推進戦略	環境基本計画に基づき策定。第5次戦略では、化学物質管理に関する重点課題として「化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進」を設定。
持続可能な窒素管理に関する行動計画	国連環境総会の決議において、国連加盟国に対して、持続可能な窒素管理に関する国家行動計画の策定が奨励されたことから2024年9月に策定。

第3章：具体的な施策の展開-国内実施計画の戦略

GFCビジョン “安全で健康的かつ持続可能な未来のために、
化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ”

戦略的目的A	化学物質と廃棄物の適正管理のための法的枠組み・組織的メカニズム・能力の実装
戦略的目的B	意思決定とアクションのための包括的で十分な知識・データ・情報の生成・公開・アクセス
戦略的目的C	懸念課題の特定・優先化・対応
戦略的目的D	便益の最大化とリスクの防止・最小化のための製品チェーンでの安全な代替と革新的・持続可能な解決策の実装
戦略的目的E	リソース動員・パートナーシップ・協力・能力形成の増強及び関連意思決定プロセスへの統合を通じた実施の向上

関係主体の役割

国	法制度整備・普及・啓発、教育、対話等の機会の充実、マルチセクター／ステークホルダーによる取組の基盤整備
地方公共団体	法令・条例の施行等、事業者による化学物質管理の促進、リスクコミュニケーションの促進、事故・災害対応
国民	化学物質のリスクに関する情報へのアクセスと理解、生活で使用する化学物質リスクを回避するための行動
NPO・NGO	化学物質に関する情報提供やアドバイス、国民・事業者・行政等の各主体による活動のつなぎ手としての役割
学術研究機関	学術的・専門的な知見の充実、客観的かつ信頼できる科学的情報の提供、政策決定や各主体の取組を支援
労働者	作業現場での法令遵守、安全と健康の確保、事業者等が講ずる措置への協力、災害の未然防止
事業者	事業実施時の法令遵守、自主的な化学物質の評価・管理、情報提供、地域住民との対話、危険・有害情報の提供

第3章：具体的な取組事項（戦略的目的A）

戦略的目的A

化学物質と廃棄物の適正管理のための法的枠組み・組織的メカニズム・能力の実装

ターゲットの概要		具体的な取組事項
A1	法的枠組みの整備・実施・執行	・ 関連法令等に基づく取組の実施（化審法、化管法、環境基準、大防法、水濁法、農取法、土壌法、水銀汚染防止法、ダイ特法、労安法、毒劇法、建基法、建衛法、学保安法、オゾン法、廃掃法、PCB特措法、消安法、家制法、家表法、食衛法）
A4	不法貿易と取引の予防	・ バゼル法の適切な施行や周知徹底によるバゼル条約の履行 ・ ロッテルダム条約の履行
A5	国内禁止物質の輸出・規制・禁止	・ バゼル条約・ロッテルダム条約の履行（再掲） ・ 関連法令や国内実施計画に基づくストックホルム条約の履行 ・ 関連法令に基づく水俣条約の履行と水銀汚染防止法に基づく取組の実施
A6	中毒センターの利用、リスク防止と臨床中毒学の研修	・ 日本中毒情報センターによる緊急時の対応支援、中毒事故防止のための啓発活動 ・ 中毒情報、中毒症例、関連文献等の各データベースの構築とその更新・情報提供
A7	有害性の高い農薬の段階的廃止や代替への移行促進	農薬取締法において、人の健康や環境に対して安全と認められるもののみを登録し、製造・販売・使用を認める。

第3章：具体的な取組事項（戦略的目的B）

戦略的目的B

意思決定とアクションのための包括的で十分な知識・データ・情報の生成・公開・アクセス

ターゲットの概要	具体的な取組事項
B1 データ・情報の生成、利用、アクセス	- 化学物質の特性等に関するデータベースの構築/運用/更新 - バリューチェーンを通じた化学物質の情報共有に対して、法規制情報等を提供
B2 材料や製品中化学物質情報の利用	- 資源循環と化学物質管理の両立での情報伝達の推進、製品環境情報伝達基盤の検討 - サステナビリティ情報に化学物質情報を追加 - 廃棄物処理法に基づく廃棄物の情報伝達
B3 環境放出・生産データの生成と公開	- PRTR制度に基づく第1種指定化学物質に関する排出・移動量等のデータの収集・推計・公表 - 排出・移動量等のデータを活用したリスク評価結果の情報提供や災害被害防止準備
B4 有害性・リスク評価や管理ガイドライン、慣行、ツール等の適用	- GLP基準への適合確認を受けようとする試験施設に対する適合性の確認 - OECDテストガイドラインと整合した試験法の見直し - 環境リスク初期評価の実施 - QSAR等の新たな評価手法の開発・活用に向けた検討 - 化学物質の複合影響評価に関する知見の収集及び試行的評価の実施
B5 教育・研修・市民啓発	環境省：化学物質アドバイザー制度／厚生労働省：化学物質管理者の養成／経済産業省：若手研究者の調査研究支援等／NITE：オンライン講座の開催 等
B6 GHSの実施	GHS改定に合わせたJISの改正、参考としてのGHS分類の実施、GHS情報提供サイト等
B7 モニタリング・監視データ生成・提供	- 生物相・環境媒体における化学物質濃度・潜在的ばく露源データ・情報の作成 - 化学物質環境実態調査、生体試料におけるモニタリング調査、エコチル調査等の実施と、調査成果の情報発信等、コホート調査に関する国際協力 - 研究機関等における環境研究の推進と調査データの体系的な整理・管理 等

第3章：具体的な取組事項（戦略的目的C）

戦略的目的C

懸念課題の特定・優先化・対応

ターゲットの概要	具体的な取組事項
C1 懸念課題に対する作業プロセス及び計画	＜全般＞ - SAICMにおける新規政策課題及びその他懸念課題への継続的な対応 「化学物質と環境に関する政策対話」等を通じた各主体が懸念している化学物質に関する課題の収集・分析、課題解決に貢献する取組の実施 ＜個別課題＞ - PFAS：環境モニタリングの強化、科学的知見の充実等 - 化学物質の内分泌かく乱作用：試験法の開発、OECDにおける国際標準試験法の確立に貢献、有害な影響が懸念される物質の同定、関連評価体系での活用を念頭に置いた内分泌かく乱作用に関する評価方策の提案 - ナノマテリアル：環境リスクや新たな懸念物質群（アドバンスドマテリアル、微細なプラスチック、関連化学物質等）についての知見の充実 - 環境中に存在する医薬品等（PPCPs）：複合影響評価の視点を含む環境リスク評価 - 薬剤耐性（AMR）：環境中における抗微生物剤の残留状況に関する基礎情報の収集、人の健康及び環境中の生物に及ぼす影響に着目した調査

第3章：具体的な取組事項（戦略的目的D）

戦略的目的D

便益の最大化とリスクの防止・最小化のための製品チェーンでの安全な代替と革新的・持続可能な解決策の実装

ターゲットの概要	具体的な取組事項
D2 より安全な代替と持続可能なアプローチによる生産奨励政策	・ ライフサイクル全体を通じた環境リスクの最小化に向けた不断の検討 ・ ESG投資に資する評価指標の設定等、企業がよりよい方向性を目指す仕組みの検討 ・ 環境配慮設計の促進、環境に配慮した化学物質への代替促進等 ・ 環境物品等の調達に関する基本方針を定め、当該方針に基づく調達を推進
D4 持続可能な解決策と安全な代替物質の優先	・ 有害廃棄物や使用済み製品の適正管理・処理技術の高度化、化学物質管理技術の高度化や、リスク評価スキームの構築に関する研究プログラムの実施
D5 より安全で持続可能な農業慣行の支援	・ 「みどりの食糧システム戦略」で、化学肥料・農薬の使用低減等の14のKPIを設定 ・ 環境負荷低減に取り組む生産者や関連技術の普及拡大等を図る事業者を後押し ・ 農水省補助事業等に対して、最低限の環境負荷低減の取組の実践を要件化 ・ 環境負荷低減の取組の「見える化」を推進
D6 持続可能な化学物質及び廃棄物管理戦略の策定・実施等	・ 第六次環境基本計画に基づく化学物質管理 ・ 重点施策における我が国の懸念課題の特定と施策整理 ・ リサイクル原料に混入する有害物質対策としての上流側と連携した施策の検討 ・ ライフサイクル及びバリューチェーン全体を通じた化学物質情報の入手を進める取組
D7 労働安全衛生の慣行と環境保護措置の確保・実施	・ 事業者自らによるリスク評価や措置の実施等の自律的管理への方向転換と、そのための化学物質管理者制度の導入 ・ 職場における新たな化学物質管理施策のための関連制度や基準の整備

第3章：具体的な取組事項（戦略的目的E）

戦略的目的E

リソース動員・パートナーシップ・協力・能力形成の増強及び
関連意思決定プロセスへの統合を通じた実施の向上

ターゲットの概要		具体的な取組事項
E1	化学物質・廃棄物 管理の主流化	・ 関連する国の各種計画等における、化学物質と廃棄物の適正管理の主流化（パンフレット、セミナー等によるGFCについての啓発・教育；B5にも関連）
E2	部門間及び主体間 のパートナーシップと ネットワーク	・ 各種計画等におけるパートナーシップやネットワークの強化 ・ 様々な主体の参加の場等を設けるとともに、ネットワークを構築 ・ 人材育成及び環境教育、化学物質と環境リスクに関する理解力向上に向けた取組支援 ・ 化学物質国際対応ネットワークにより、民間企業等と官民ネットワークを構築
E3	資金の特定と動員	・ 国内：廃棄物処理施設等整備への市町村交付金、不法投棄支障除去事業への支援 ・ 多国間：BRS条約における相互協力・連携、関連モニタリングネットワーク・パートナーシップ ・ 二国間：JICAによる化学物質の適正管理に関するプロジェクトや、環境省・経産省による東南アジア諸国との二国間協力等
E4	資金ギャップの 特定・検討	・ 関連パートナーシップや支援等の活動の中で、関連する課題や資金ギャップを特定・検討
E5	適正管理コストの内 部化	・ 「排出者責任」と「拡大生産者責任」を関連施策に取り入れることで、廃棄物の適正管理にかかるコストを内部化するための取組を実施
E6	その他の環境・保 健・労働指針との相 乗効果	・ 他の主要な環境政策（気候変動、生物多様性等）や保健政策、労働政策との間の相乗効果を活かした取組を検討。 ・ 意識啓発と管理活動の定着を図る化学物質管理強調月間を 2024 年 4 月に創設し、毎年 2 月に実施

付属書 A : GFCの国内実施に向けた各主体の主な貢献

付属書A

化学物質と環境に関する政策対話の中で、GFCに関連して各主体が取り組んでいる事項、今後取り組みを予定している事項等を収集し、「GFC国内実施に向けた各主体の主な貢献」としてとりまとめ。

【地方公共団体に関連する項目を抜粋】

ターゲットの概要		具体的な取組事項
A1	法的枠組みの整備・実施・執行	- 化学物質対策に関する条例の整備及びそれに基づく対策の実施（地方公共団体） - より合理的な執行のための行政とその他のステークホルダーとの対話（全主体）
B5	教育・研修・市民啓発	環境モニタリング結果に基づく、周辺住民への注意喚起等の取組（地方公共団体）
B7	モニタリング・監視 データ生成・提供	地方公共団体における定期環境モニタリングの実施（地方公共団体）
E2	部門間及び主体間のパートナーシップとネットワーク	化学物質と環境に関する政策対話を通じた合意形成と政策提言（全主体）
E6	その他の環境・保健・労働指針との相乗効果	カーボンニュートラルや資源循環政策における化学物質管理の課題予測ならびに主流化の推進（全主体）

まとめ

- ・「**化学物質に関するグローバル枠組み（GFC : Global Framework on Chemicals）**」は2020年以降の国際的な化学物質管理に関する新しい枠組みとして2023年9月に採択。
- ・「化学物質と廃棄物の有害な影響を防止、又はそれが実行可能ではない場合は最小化すること」を目的としており、**マルチセクター**（農業、環境、保健、教育、金融、開発、建設、労働等）における**マルチステークホルダー**（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）による**化学物質のライフサイクル管理に関する自主的な国際枠組み**。
- ・**5つの戦略的目的**と、2030年 or 2035年までに各主体が達成すべき**28のターゲット**が設定されている。
- ・我が国においては、**5つの戦略的目的に合わせて第6次環境基本計画（化学物質対策関連の章）を策定**（2024年5月）、**28のターゲットに合わせてGFC国内実施計画を策定**。
- ・地方公共団体の役割として、「**法令・条例の施行等、事業者による化学物質管理の促進、リスクコミュニケーションの促進、事故・災害対応**」が求められており、付属書Aに具体的な貢献事項（環境モニタリング、モニタリング結果に基づく地元住民への注意喚起等）が記載されている。